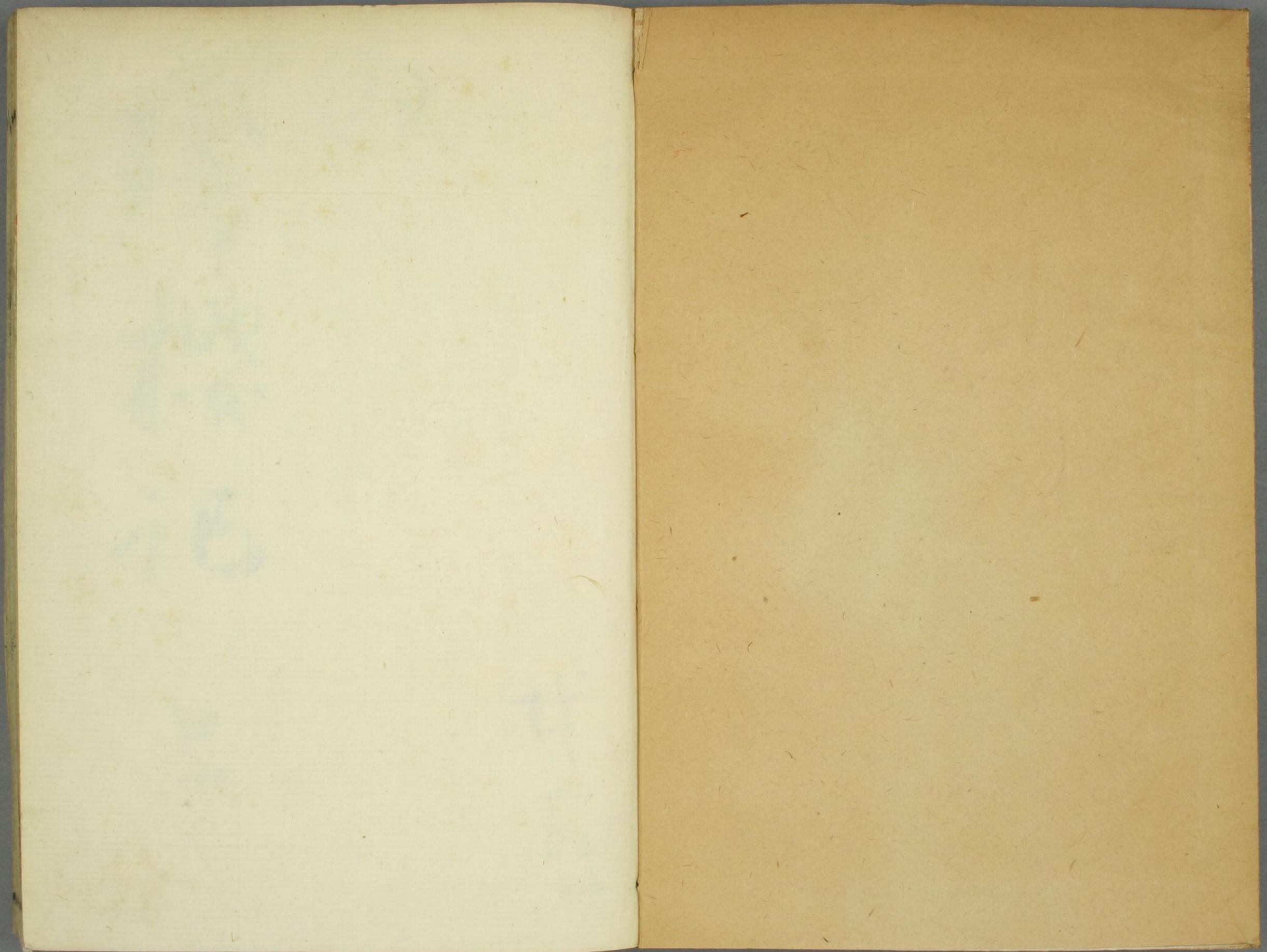




殘梅記

リ 5
1316





276 (六)

殘

櫻

祀

上

棧

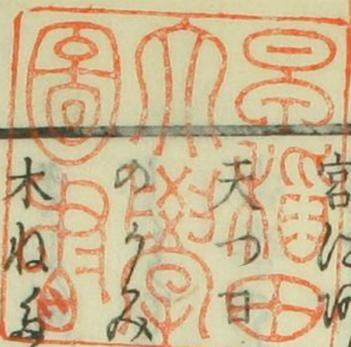
了
五
分



門 伊 5
號 1346
卷 1

277

別 頁
宮 崎
藏 書



下分 句讀ト

明治三六年
十月廿一日
購本

とるき人のよしとく見るとよしといひし芳野の山好かき
宮に何と名小きう足利があらむを避けねしはして
天か日嗣あらし考く三代のとかどの古事りしもいそ
のうみふる紀書そのに櫻花ち里をひく見えう終ど岩松
木ぬまを言ふはの里は五月蠅なるさやぐる世人は言
の塵にうづりてきうき木とゑの花好色香の霞かくを
小おちりしくかゝは紀まう終まきあゆむをそ終日美と
免たる書しあう終をいうごとれりひまう書らむあやふ
心とく免る見るととを終とをうたのりや道もなきは

残櫻記

〇序一

（的）
新對面
二

門 伊 5
號 1346
卷 1

277



別頁

句下
有略カ

殘櫻記

二行分

句讀ト

明治三六年
十月廿一日
購求

とるき人のよきとく見よよきとひひし芳野の山はかき
宮に何と名小きら足利があらむを避けねしはして
天か日嗣あらしきく三代のまかどの古事りしもひそ
かみあふる紀書どりのに櫻花ちまひひく見えう終ど岩松
木ねまら言とふはのまよ五月蠅をんさやが世人は言
の塵にうづりりてきうき木と名の花は色香の霞かくま
小おちりしきかあは紀まきう終まきあゆむをそ終日美と
免たる書しあう終をいうとこれひまき書らむあまふ
心とく免る見るととま終とをさうたのりや道もなきは

殘櫻記

○序一

銀對面

林

伊勢門
號 1346
卷 1

277

高島

別頁

向トらうよ
省略カ

殘櫻記

二行分

句讀ト

明治三六年
十月廿一日
購

けき人のよきとく見きよきとひひし芳野の山はかき
宮に所々名小きら足利があらむを避けねしはし
夫の日嗣あらしきく三代のとかくの古事りしもの
のうみふるに書きりて櫻花ちるをひく見えうれど岩
木ぬき言ふはのまよ五月蠅なれさやか世人は言
の塵にうらりてきき木ど急の花は色香霞かく
小おちくくかみはれまきみきあゆむをそれ日美と
免たる書しあきれといくとれひまき書らむあやふ
心ぞく免く見るとをされとをさしたるや道もなき海

殘櫻記

〇序一

高島

高島

生ひほむごりたるに山踏みぬきならみあはれもかのも
に志をきくはく分海をひく河りつふり江戸のみくまの
御さあらひ大草の公弼ぬしはちほやくは家方たゆひ
起してまそふ南山巡狩録といふ書かききとくのへらま
きも残得たるそくまきき也其をゆらきまの年月をいそ
しそそ多くは書のあるが中らまみ芳野ゆき野の宮は
古事より残るく見てよくあらひくかむうくふるよれ
書にしくはあふふ人あまふふむゆりけるかく
てその中は附録といふり後龜山天皇その芳野は行宮よ
り平安は都は還幸まきく子紀り北朝と称しつる後小

278
松帝に天つ日嗣譲らるまきまひまゆきをち神寶を授けひつ
まどなる日嗣の皇太子は御事残るく免ゆ祭し御契約小
違はせゆき事ともれ多りくくも芳野の前は天皇の
王子まきとほめ其方まぬれ武士との世々憤深の
まありはま残る書そへら残る中嘉吉三年といふ
とくまきまあそし神璽は御事あまつることひくもゆ
しき禍事は極ふしをゆきくさるためまあもの乱まよ
みくまきくる世中なりま残る殊は記する書も委しうらま
らりり夜のゆきく紛らりく残るまやいまも考え
らる事ゆきまゆきのまゆきはあき事もうらま

てらちきききた近きところ或さかしく人ありきそのおきか
け神聖の御申へて成りしとほきさらりしきこのころ云むませ
まとの物おゆしあおかしこりき今これ附録に引続て
る本つ書ふゆきまた見おきおきする他書より成り
むうへそききさららひきかきいあきしきころそ
るおき猶見おきしる書のおほくの多しと考へ得さ
る事も多しおきとともあきおき後見む人あらむをほ
く見てもよくさらひきおきともあきおきの前の天皇の
おきおきおきおきおきおきおきおきおきおきおきおき
おきおきおきおきおきおきおきおきおきおきおきおき

別版
省略
三

4 附言 上 二行分 〇

此書もといふおきおきおきの書どもの中より抄出る其本文
のまゝよき擧ぐおき記し始つてとてその事の次第前後
入くおき事實とほりて通えがうへおき兩説あること
た此彼考へ合せて謬説とあきおきおき正説とあき
ゆるりて成りおき事あるをらうへおきおき注さ
せおきおきおきおきおきおきおきおきおきおきおき
巻ともおきおきおきおきおきおきおきおきおきおき
もあれどそのおきおきおきおきおきおきおきおきおき
書とくおきおきおきおきおきおきおきおきおきおきおき

279

〇 浅櫻記

〇

けるも前より比叡山の軍に武家と随ひたるに由り父の
勘當を受けてありけるが父の忠勤に耻し後より吉野の泰
々母の不義を悪みたるやめて逐ひ返しけるよ
せしは此身人部といふは御隨身より家号を水口
と称ふ其が古き家譜に書記せる趣なり但し日野資朝卿
元前より元弘二年佐渡國に失ふれりる由書ども
見えたるは此家譜不然記せるたりし實はよ
く佐渡を遁れ出たりし此時の御供仕奉りし
不やさらむる御子資光卿なりたるは父の御名に混へし
謬る語を傳へたるは御秘事ありて世に傳へざるも
はた書どもに記し傳へざりけるも然ることあるはたま
きまざるもあられを今河らへし申さむ事ハいせか
御事をかしこくも知りひやを奉るあまも書添るつ
な^か後村上天皇後龜山天皇の三代のき^り行宮に御在坐
上皇統知食る事五十七年と當たる元中九^申年と^お

281
一字下

び^り既^に不足利がはうらむあて京に取立置奉るる北朝
と稱^し御ま^ちの^り後小松帝と御和睦お
らむ事を武家御中^に軍足利義満大内介多々良義弘
を^して請奏し奉るる前より後嵯峨天皇の御^りき
て^も在來しおやく此後大覺寺殿と持明院殿との御流
か^ら御世^に知食る^は大覺寺殿と申す後宇多天
皇^の御別号^は北朝の帝^は分ち^り其御流なり申す
伏見天皇の御別号^は北朝の帝^は分ち^り其御流なり申す
て後宇多天皇の御別号^は北朝の帝^は分ち^り其御流なり申す
草天皇の皇子^は坐し^ても^の後嵯峨天皇の皇孫^は坐ま
し^て志^すの^り統^を此^の皇子^を後龜山天^皇御養君^として太子
に立進^らるる^をい^かで都^に還幸^しりて北朝^の

残櫻記上

〇二

今のみうぎ後小松帝に御讓位の義をもて神器を御讓渡し給
 ともむはされち先皇は禮成りて尊号を奉らるるし又
 吉野十津川の御領以前サキ給て〜知食るるしとの御事形
 とも給ば其旨かき〜御契約の〜御和睦御合體の〜
 き〜聞召ひ給ひし〜あるより〜同年十月廿八
 日後龜山天皇吉野賀名生カナナの行宮を出た〜
 月二日都へ還幸給し〜
 給はば即日洛外に出給ひ嵯峨の大覺寺殿に渡御坐す
 けをかくて同五日御契約給あ〜後小松天皇に御讓位
 の義を以て神器を御讓渡あり〜
注此時大内義弘奉〜御
 典長十人駕典丁卅五人

を率て泰皇神器を迎たてあり〜由有職抄より引くる
 大外記師量記に見え〜神器を授け〜
 御鎮座の儀を行ひ〜三箇日御神樂を獻ら給〜由東
 寺王代記系下即その大覺寺殿成仙居と定め〜給ひぬ
 より新院と稱し奉給る〜既北朝とき〜
 えける〜建らきたりつる明德三年を其満〜小行ひ給
 けき其後中間應永元年甲戌二月廿三日新院に太上天皇の
 尊號を上ら給〜御和睦御合體の御事〜
 御本意は阿ら〜南朝は皇威漸衰〜
 ける〜北朝方は武家をば〜
 へ〜請奏する〜止事得る〜乱世の〜

282

284
一字下

まゝ應永八年三月降誕まゝ同十八年
十一月十一歳おゝ親王よまゝうれ多き
重き御契約以違へまひたる御事
先武士どもあゝ更小憤事大の
同三十一年四月十二日後龜山天皇崩
三十その後正長元申年七月廿日
十六皇子おはまゝまゝ御契約の
後龜山天皇の第二皇子小倉宮御位を継
まゝ此宮に御子もたゝまゝせむとたの
ひひたる又も武家の計らひも殊
殿の御支流以て終る伏見宮貞成親王に第一宮

あふ十の御子もたゝまゝ取立泰らせ
親王にまゝせむとたのめを同廿八日
御位に即け奉るは是後花園天皇の御事
宮安の御子尊義王を御位に即け
む御慮み其御子以牽て伊勢国以下
臣と謀りて軍を起し御父子再嵯峨
まゝ其御子某王の後勸修寺に御入室
まゝ教尊と申し大僧正に任ま
まゝ思ひ此外なる御事ども
まゝの武士の輩望を失ひま
して足利氏輩の武家を以し舊に南朝の
後醍醐天皇の敵念をまゝ奉らむと
○残櫻記上
○五

皇と尊称して

按、尊義王ハ南山巡狩録の附録、椿葉記、櫻雲記を参考して、万壽寺宮空因と申たる侍

方の還俗し、御事なり、と云ひ終たるがごとし、續神

皇正統記、南朝の皇胤万壽寺の僧と云ひ、護正院文書、

万壽寺僧金藏主と云ひ、天地根元歴代圖、南帝ハ一族金

藏主を既り太上皇帝となせり、由に及るも此宮の御事ハ

源尊秀と記し、後崇光院御記、此時の事、南方謀叛大將

高秀也と記し、後崇光院御記、此時の事、南方謀叛大將

記せり、舊北南朝の皇統は復し奉らむとぞ企て、足利

義勝朝臣、今年七月二十一日、十歳あり、卒、同日、弟、公

義政、其時、七歳、成、八歳、ふて、嗣立、の、事、あり、

家、小、七、日、野、一、位、入、道、藤、原、有、光、卿、院、一、品、有、親、と、云、る、

同意し、京ハ在、密示し、合、さ、る、む、ら、り、か、く、て、南

方、宮、方、に、軍、兵、三、百、人、は、う、り、密、小、京、へ、あ、ら、び、入、り、て、九、月

廿三日の夜半、内裡に、土御門、襲、ち、せ、し、西門より切、入

某將とあり、局町より打入、火を、あ、ら、び、て、切、り、廻、る

此とき有光卿も相かり、あ、ら、び、を、り、あ、し、禁、中、人、と、

あ、ら、び、を、り、殿上は、乱入、し、思、ふ、は、ら、い、ま、ぞ、あ、ら、び、を、り、

近付奉る者あり、其軍兵の中より、長刀を打振、て、主上は

あ、ら、び、を、り、倒、さ、し、ける、所、へ、親、長、季、實、と、云、ふ、者、を、せ、泰、皇、御、前、に、立

上、の、御、冠、を、脱、が、を、た、ま、む、女、房、の、姿、は、御、お、き、つ、ら、ら、ひ、

あ、ら、び、を、り、御、徒、を、あ、ら、び、を、り、唐、門、を、あ、ら、び、を、り、出、さ、せ、あ、ら、び、を、り、親、長、ハ

286

あ、ら、び、を、り、御、徒、を、あ、ら、び、を、り、唐、門、を、あ、ら、び、を、り、出、さ、せ、あ、ら、び、を、り、親、長、ハ

敵はかき隔られ、季實をとりて御供よは仕奉る事あり、
時主上御心ゆく御みづから寶劔を錦の袋より取出し、
鞘巻繪の御太刀は布の袋に入る事なく持せり、
宝劔の袋より取出し、
入る事なく錦の袋より取出し、
かた鞘巻繪の御太刀は入る事なく
とどろと残り置き給ひりけり、
典侍と神璽を執り
しほり、又その残り置き給ひり御太刀は取持し、
遁ま
出る事なく、寄手見つけ共々奪ひし事、
内侍所を
も奪ひし事奉る事なく、
紫かき給ひり、
出さる事なく、
神寶を
む取奉る事なく、
火成懸よとらばり、
やがて清涼殿
は火を放ちて退け給ひり、
此時は、
内裏警固の武士

共々、
小馳参りて退く寄手を追討し、
五十三人あり、
とりぬ、
内侍所の御辛櫃取らり、
取奉る事なく、
出る事なく、
東
門の役人、
佐々木黒田判官が手は守返り奉る事なく、
のりて寄
手は比叡山より引上り、
中堂にたてありり居り、
膝送り、
今
度南方に宮成取立奉る事なく、
内裏に推参り、
たて事
の由をぞ申し給ひり、
さして、
主上を危き事なく、
を
御給ひり、
密に裏辻中將某の家より立上り、
を
ひや
がて廣橋中納言綱光卿の家より徙らせり、
ひは、
其處より
御志のびの腰輿に御して、
近衛前関白忠嗣公の第より入
居る事なく、
ひは、
騒動の間、
人皆ひは、
御

在所を知るものなるをきかくて内侍所へ三條殿右大臣 實量卿
 ありよを奏聞ありきやうく近衛殿の御在所は遷御なし
 奉らるゝあはれよを主上の御在所を人々知る奉りて此彼
 よう馳参りてぞ仕奉りたる國母准后皇子さちも別を別
 れ小御道はゆりて伏見殿一條東洞院の東 烏丸殿 北小路 南は在る御所 万里小
 路の御等小遷坐ましく同廿六日至上伏見殿小遷御あ
 りて仮皇居は定移ひ後宮皇子方も御同殿みど坐まけ
 り伏見殿と申す前の上皇の舊院ありたるは至上は御父
 貞成親王は進まざる御所は此仮皇居は移りては
 文安四年此親王は太上天皇の尊号を奉りては
 御蓋を後宗光院と称し奉る御事ありき此時は土御門
 の内裡炎上たりしうち中間十二年ありの御所を仮皇居と
 定免移ひ康正二年は内裡新造成就し七月廿日還幸ま

まきまき南方官方も比叡山に中堂はたて籠りて山
 門の僧徒をかたけひききどもさらは後ちばさかほと小
 京方は軍兵もせ向むて攻け入り僧徒もあはれ小加たりて
 かきり共り攻くるは同廿五日つひり中堂を攻落すは
 日野有光卿楠越智等を始りて討是或は自害して尊
 義王もろし形は是路のよけり東寺補任り大將ハ南方高 秀也頭取之と書せるを尊
 義王の御事をよかへすれども残黨等尊秀王を守護奉り神璽
 を擁りて大和にさして落行きぬさうく又のた寶劔よまの
 へて奪りたりける御劔をた清水寺に堂中へ遺しけり一
 紙の状を副り大内の三種の神器も候返し申されひべ

くひさうろくせらまひりて罰ありけりいさくひとぞ書きし
 うは寺僧心月房あまを見つけし廿七日小武家へ出しけ
 るを登る廿八日の夜管領畠山左衛門督持國をもて奏聞
 して仮皇居に遷納免奉る明德の神器御帰座の例なりや
 て其式をぞ行りまけり注按は此時御帰座と称する御劔は
 御物なりぬ事を知りてあまを奪行りたりむふち欺き
 まよしきりと思はれし事歟の遺しおきなほその欺
 きさる由成蹟らせむ心あらざりてと然書て添たる
 もの形を其當時世の疑を晴けりむむの御謀ひ取
 ること決しきす皇年代畧記裏書は此時神璽寶劔紛
 失と記して後長祿二年は神璽帰洛の事を記せり然て
 寶劔を失ふるがごときあえて申しけり是日さ
 畏し前は寶劔を紛失と記するハ誤なり

小比叡山あま生虜たる兵ども五十四人或ハ五十三人又
 六條河原より引出し首を斬る又さねは日野有光卿の息
 叅議右大辨資親卿を管領に仰て召問をたるに父此企の
 つく知らざる由陳し申さまけまども父子の間のがれが
 くられは遠流せらるるし披露ありけるがまも今日
 侍所の沙汰より九條高倉よりいさくひ申しけ
 り或ハ八條河原又はくは過あり廿三日内裡に御長
 夜に夜の事を案する伊勢大神宮の内外のづきの大宮
 記し傳るがごとくうち傳のせきかく記櫃此御馬を
 馳廻り汗を流し又鞍を脱する所を見えし御厩に歸り

入る由神官より次第に奏狀不日到来せり神慮を以

て何事とぞ人々云々云々以上太平記同異本後崇光院御記管見記續神皇

正統記天地根元歷代圖護正院文書椿葉記櫻雲記薩戒記

南方紀傳紹運錄倭漢合運皇年代畧記同裏書日野系圖楠

系圖東寺補任東寺王代記諸門跡譜足又南方宮方の

利官位記朝倉氏傳來鞍作書等参考さて

者どもに比叡山より大和國へ引退き再吉野の事を以ての者

ぞの相謀りて尊秀王の神璽を奉り天子と稱し或

は南方新皇とて自天大王と稱し泰原を以て吉野北山奥

なる北山庄大河内と云ふ所は御在所を構へ北山宮と稱

し又北山殿とも南方一宮とも稱して仕奉るは尊義王

の第二御子忠義王尊秀王の御弟とて御事なすは彼大

河内北御在所より山中八里むかり隔りたる河野谷と云

ふ山中河野今神野谷村と御在所にて河野宮と稱し又南

方二宮とも申す守護しまゐらせけりかくて是年北宮

方私に年号改りて天靖元年と改む此時南方宮

奉住りて上島氏下島氏の家跡北朝嘉吉三年とあり

○明子文安元年甲子後村上天皇第六皇子上野大字説成親

王の上野宮とも稱し此院号見え其院を知召太平記

々々此院の諸門跡譜五常院と書たるも此宮に御事をな

五常院と書たるも此宮に御事をな唐樂

み多唱例あり御子前圓滿院門至大僧正圓

○殘櫻記上

〇十一

尊秀王成助と大和河内和泉と吉野の浪人等と加
つゝひてあまも吉野の山奥と接きつゝ紀伊國牟婁郡北
山尊秀王の御在所北北山と云處に坐すけふの御旗成
舉て同國八幡城とたてこもる南方紀傳に忠義三の去
此由熊野本宮の者どもより京への注進狀八月五日と到
來をかくる事何れむよは熊野三山相まりに注進せんき
らや形多を新宮那智の者どもよりいほご其事無き成思
へた事の實否おほ推しつら形しもしも新宮那智れ者共た其
官方にのや形多つらむむどそを評議し何くるか
事實ある由聞えつれば武家大り驚き管領畠

山持國入道紀伊の國人等と下知し八幡城を攻させり
り然るに寄手利を失ひ南方勝と乘る由聞えければ重
細川出羽守成差加るて勵しく攻めれば兵ども防ぐお堪
へず法ひり其城を棄て同國湯淺城みぞきて籠るすひり
中間一年丙寅同三年九月畠山家の家人遊佐兵庫介
まゝ宇都宮入道禪綱を差遣りて攻めれば城方嚴く
防ぎ戦ひ鋭く切り出けむ寄手大に撃乱され宇都宮
の粉川寺と遁籠るるに明承四年丁卯遊佐宇都宮等あさ弥
兵を聚れ力成盡して攻めらるるに十二月廿二日城竟り
攻破られ楠が第二郎を始討死せむ次郎が弟ときり

○残櫻記上

○十一

數多の兵討死し、義有王もあゝあゝしなむ終つひよる
る明る五^辰年^五此正月十日、義有王の御頭を京へ上送るま
づ、莊嚴寺^{此寺高辻堀川と油小路と此}置奉りて、畠山よ
り委聞を年始に當りて、御敵の頭到來せむと珍重あり
て、即日内裡に参賀せ人々少うらむ中、も御太刀等を
獻りたる人々も有けり、かくて朝敵の頭なれば、公家へ渡
らるべしとて、其式を以て、同廿七日畠山某が子某、烏帽子
直垂着て、侍并騎召具し、おけ寺の門外に立合て、判官は渡
河判官坂上明世、大石維弘、あまを受取、海を舟をぬけ、と
も官方の御事をたれむと、あまのせと朝敵に准らむと、このら

ざるらし、議定ありて、大路をわ渡されば、あゝて獄門よと
のきくらをけしけむ

○あゝる去ぬる嘉吉元年六月廿四日、赤松大膳大夫源満
祐入道性具、將軍足利義教公を弑し、一族家人等を相俱ひ
て都を逃下り、第伊豫守義雅が播磨國木山城に入つてきて
ありりけるを、武家論旨、伐奉りて討手、伐り遣りし、八月
二城を攻落し、あまを前赤松義雅、同度五、満祐を始り、
た誅にさ、あまのゆり満祐が二男、彦次郎教康と、教次則と書
及逆の後、將軍義教の名字と同じし、父が旨を也受たりけむ
き伐悪し書うらむるあまの事し、父が旨を也受たりけむ
既く城を遁き出く、伊勢國司北畠侍從源教顯朝臣に相か

下

へ到る國司此館へ行向ひくを教頭朝臣への給く南方の
 心よせ奉るうりくるを思ふ處也何りけ受九月下旬教康
 並了若黨二人を斬る其由を京へ注進し又教康が頭を上
 送る閏九月五日京に到着しやがて獄門おぞ梟らけける
 ○康正元年乙亥八月六日色河郷即先皇由緒
 ひまする事あり熊野の色河郷なる色河左兵衛尉平盛氏
 が一族等より下されざる令書より色河郷即先皇由緒
 之地也其龍孫鳳輦已幸大河内之行宮也早泰錦幡下可致
 軍功然者可有恩賞者也天氣之趣如此矣乙亥八月六日色

別行

河郷惣中忠義花とぞなされけるあは尊義王の令を奉る
しり此令書今もその色河の氏人の家より持傳ふとぞ
書以上康富記南方紀傳嘉吉記赤松物語時房記尊卑分脈赤
松系圖南朝系圖紀伊國牟婁郡色河村色河氏今新清所藏
尊秀王令書及建武延元文書等上島下島兩氏家傳諸門跡
譜東寺補任等参考○按忠義王の令書は先皇と書き
る其皇孫と坐を尊秀王の御事とす其龍孫云々と
早泰錦幡下云天氣之趣如此矣とい前皇の御志を継ぐ
錦の御幡を揚る軍人を招し速に官方を泰るべきを
康正元年に當りあはれを本文に記さるは嘉吉三
癸亥年南方に私に天靖の年号を成建たすはきりこれ
此令書め天靖十三乙亥年と書せ給はまほしくおぼし
たるはあはれに南方私の年号を世に聞知る
ちをしく干支はきり時を年号を用ひ給はむ事もおぼし
も此御企もやより大義より正きける舉げら此宮の

○残櫻記上

○古

もひつ先づる真意のほども此令書め文も何らたれん
 とあるはよきまきまきとあるは又とあるは紀伊國那智山實方
 院の藏傳き忠義王の御名署とある御願書は立願之事一
 御遷宮之事一御領寄進之事一毎年以御代官可有奉詣事
 一御劔一神馬右所願成就之時可有其成敗者也此七月
 十八日忠義熊野權現那智御寶殿前とありて是も七月
 廿八日一族の御書成賜ひける同年の前月おききあえと
 と干支の記しありて同御心ゆえりては御願文を案する
 るは是もは尊秀王の御心合まじしとて件御願文を案する
 たり當時那智の御心合まじしとて奉まざるを御願文を案する
 りて殊さら小此神は御立願ありていつた御方人の心を
 毛勵まし先づるなるを前より文安元年義有王年婁の
 北山に坐して御企ありける事を熊野本宮の者どもより
 武家へ注進ありける事新官那智の御心合まじしとて奉
 りて疑ひける事上の記しあるは尊秀王の令
 合まじしとて上小舉たる色河氏の藏傳ある尊秀王の令
 書のおりて色河兵衛尉盛氏相催一族發向紀列可致軍忠
 候也天氣如此委之十二月廿四日左中将とあるは文書を
 も持りてとあるは是も何れも乙亥年と再下子とあるは令書なり

むのやもおもはるる事とそめのみ南方官方小官の事なり
 人々のきあふ事と此れ正しき前皇の御時のなるは
 又其のあり建武延元興國の年の文書あり其寫をくら見
 るは色河の一族等はやくより南朝は忠心は仕奉りたり
 し趣はきくえたる御合體の後もなほ
 の宮方ぬ心を奉りてとてきあふ事なり
 ○此れ小誅して赤松滿祐が一族衆人等が残黨相議りて
 此を南方に官を討まらるるをいひて神聖成取
 返して奉りてとて功は嘉吉の罪を贖ひ滿祐が弟伊
 豫守義雅が子の性存入道が一子は一松丸即法師とて三
 歳はあきるが御家成取立り再赤松の家を興し所領も
 賜りらるるやと云合せりける中めも中村彈正忠貞友石
 見太郎左衛門尉と云ふものなるははら此事をいひ

くるはるは此事の既了公家武家より内々仰下されける
 旨の何れも家々命ぎに捨むるときを宮々を討つら
 せむ神璽を御恙なく取返し奉らむ事のねあつうねを
 きを其心ありとて辞し申たましむと今度さらまのひあ
 ひさ謀字定免からし所願の旨を述べ御許し成蒙らむ
 としてかくい云合をききぬけをのくて石見太郎左衛門
 尉便を求め三條内大臣藤原實量公の御内人よりあつて出
 あらむせ成みえと仕へくるお奉公の何れど時を伺む所
 願の趣よまし愁訴申々終に内府然るごとくおぼしめてま
 づ密奏を経て後武家よ將軍足利義成卿後示合とらる

武家よりも又内奏の旨ありける成りぬ聞食入をきき候
 ひく此度赤松が一族神璽の御事おつて殊さらり忠節
 成盡し其功を遂るに於るは純が一族並に家人等小至
 まて嘉吉の罪惡を免させ給ひ其く赤松が家再興
 あり富樫次郎成春が關所加賀國河北石河兩郡に備前
 國新田庄出雲國宇賀庄伊勢國高宮保等とも恩賞あり
 賜ふをききし内々論旨を下されり武家よまも又内書
 と云ものを添て賜ひくを赤松が黨類大に歡びたま
 志成たげし謀を定免し康正二丙子年十二月廿日一揆
 の着到を記し大和路をさしちちけを其人に

○殘櫻記上

○去

は赤松が一族間島彦太郎成始と上月左近將監滿吉
中村彈正忠貞友同次郎同五郎同安禪房衣笠某丹生屋帶
乃左衛門尉弟同四郎左衛門尉浦上右京亮小河兵庫助同
七郎石地兵庫助同四郎河高治部少輔同又三郎河勾五郎
村上源三郎垂井次郎右衛門尉木梨三郎阿閉弥太郎同太
郎次郎魚住主計助同彦四郎小寺藤兵衛入道性説鳥居千
代松丸が代上野小次郎並り間島が被官平瀬彦左衛門尉
同小太郎中村太郎四郎中村彈正忠が被官小谷與次等が
り此よりおら心成合をまづ大和の宇智郡に入る密よ吉
野の御所りさぬとぞ窺ひたる其中小小寺性説の同國越

智れ雜掌と定免て行向おけりて其外は依藤弥三郎ハ
播磨の三草山に出張し堀兵庫助明石修理亮二人は京の
雜掌として残り留るにりかくて便宜を窺うる中村
宗道兵庫助此二人必上は記する一揆着到の人の心變
りけるにりて便を失る事ありて日數経るほどに小
谷與次姿次くへし忠阿弥と名のまゝとかくし大河内
河野谷兩宮の御在所へ参りて間島彦太郎が事をさ紀小
將軍義教公を弑しける罪よとらりて誅せし赤松滿祐
が弟左馬助教祐が子形をとり偽り其母の赤松が一族に臣
どもの武家のねをえらりしかりざる輩の附隨たること

御許容方のりくるるの別心なきよしさぬぐり欺きおし
らへる數度懇^書に請ひ申々然を拂^書りしりやよる武家の惡
し深き赤松が方ぞぬの者どもなれを實^書に奉公を望免
るも其あやまりありと漸御許容の御けしき賜たるも
りさるるも大勢一同は泰^書る猶御隔心あらむ事を憚
りて間島彦太郎上月左近將監中村彈正忠同次郎上野小
次郎平瀬彦左衛門尉同小太郎小谷與次等引分まると兩宮
の御在所の伺候し其餘の者どもは山中所^書に打散出の
び居てなほも時^書に待りかへひくるうけて明る長祿元

297
丁丑⁵年十二月山中雪深ありと然を官方にあらむりやうか
らひる夜懸にせむと云ひ合きると同日の夜一揆の者ど
も^二手に分きて密に兩宮の御在所へ打向ふまづ一手は
大河内の御在所へ子の刻むのりり行着て密に御殿に忍
び入る丹生屋兄弟して尊秀王弑害し奉り中村彈正忠御
頭を賜^書ぬ^{或は中村太郎}也^{四郎とも云}り^云神璽を取奉り引退く
るころ此宮の伺候人を始め吉野十八郷の者ども起立
る追懸けを寄手雪よあづきて引りぬる^{ツバタ}伯母谷と云
ふ處に追^書免る丹生屋兄弟中村彈正忠同太郎四郎等を
討つるに此時宮の伺候人井口太郎左衛門と云ふ者心た

やく計らひて再神璽を奪て返し奉るぬ尊秀王の御頭を
ハ雪に埋て隠しけりけるが血に染みたるかきり
成見つゝもあまもほく取返してきりほく河野谷へ向ひ
きる一手も同く夜半はのまに御在所に忍入り間島彦
太郎忠義王成捕へ奉る上月左近將監御頭字賜えり引
退く此時その宮方れ者ども出合て寄手八人討てぬ上
月へ遁げ退きく宮方少は伺候人宇野大和守高野山
智莊嚴院の弟子僧定順まゝ次郎太郎と云ふ者合せ四
人討死せり以上上月記赤松記應仁別記南方紀傳等参考
王の御事を同じ度めあやかし今吉野山中山中高原村高峯
記しきるとあやまりなり

山福源寺は古碑二ありつよ一宮自天親王つよ二

宮忠義大禪定門と誌したるが在とぞ両宮の御墓所とぞ

一字下

注あの一碑の事を大日本史よと有一古牌記曰一
宮云く二宮云くと記されり○巡將録附録り吉
野の事書たるもの今吉野は七保九箇村と云ふ處あり
其の東川村西河村大瀧村寺尾村入谷村迫村高原村人知
村白屋村を云り此村は寶物とし守護するものあり
り宮の御兜赤銅金の筋あり金の鉄形金の龍頭正平草の
吹返なり御位牌二ありつて南朝一宮自天禪定法皇と
南帝王二宮忠義禪定法皇と誌せり又長祿元年御事あり
し時宮の御頭並に御鎧を取返したるも子孫あり
筋目の者と云り毎年二月五日祭禮あり九箇村あり
るつゝあれを行ふ筋目の者其行事をつとむる例なり又
六保九箇村とあり中興村和田村神野谷村柏木村上多
古村上谷村大迫村伯母谷村今波村とあり此村は宮の
御鎧御太刀御長刀の類寶物なり傳藏りありあまも
毎年二月五日祭禮あり其式七保と同じ又四保五箇村と
云ふと井戸村武木村碓村下多古村白渡村あり此村は

○残櫻記上

○九

298

ししての宮の御鏡の両袖を寶物とす祭日祭式等と云ふ右
よ云ふる村々と同ト云ふ其村々山の中は宮の御自害
の舊蹟と云ふ彼此に在るに見えたる由記されり按ず
その筋目の者と云ふ所の井口太郎左衛門が齧あるは
さく件は廿三村の山里人今此世まで彼宮を齧るは
り尊び慕ひ祭を奉まると真心の厚事なりと云ふれある
こと

○其後南方官方の者ども猶も思ひよりる事なく楠正理

等尊義王の第三は御子尊雅王を取立奉り神璽を上り

潜り大和北十津川にわたりませ明子長祿二寅年六月

まゝ吉野の山奥に御在所を構へて遷し坐せまらる

字下

り按ず事企てきりて尊義王又その第一の御子の尊秀
王と称せり御名の尊字は御祖後醍醐天皇は御名尊治
と稱したるより受ける御意あるは第一
の御子忠義王は尊字を憚りて御父尊義王は義字を襲き

用ひのみむむを第三の御子と稱して尊雅と稱すも
稱し御志を継ぐ
神璽を襲ちたまへるふりて去る
尊字は御名の付き御志を承りて去る
あみ小寺性説の

越智の雜掌として大和の國內に在るは國人越智某小

河中勢少輔と議して間島衣笠等と共に其宮に御在所を

襲ひて其處を遁せり十津川に遷りて小

寺等追續たりはがく攻り八月廿七日の夜はひ

其處をうち破らる尊雅王痛手を負ひて吉野の北山なる

高野上の高福寺に遁き坐しける御創の惱重として遂

に其處めて薨り給ひぬ高福院と謚たてまつるるとぞ

此寺のこまきりて葬りて又神璽をもせより御事なく坐ま

○浅櫻記上

○二十

しける哉此時小寺藤兵衛入道性説等が手に守返し奉る
尊雅王の薨り多る事神璽を守返し奉る時事諸
朝紹運圖等を相證し参考し上月記楠氏系圖南方紀傳南
記を何の宮と云ふ事を記さば南方紀傳も尊雅王と
混る記せり大日本史も引移る楠氏系圖又南朝紹運
圖も記せる趣實は符をりさくその楠氏系圖正理此譜は
此時南帝後醍醐帝四代孫也赤松某及取神璽之後十津川
皇居破而崩於北山高野上高福寺と記せるも此時の事を
云ふるも三宮尊雅王の御事として事實明證なり然る
に後醍醐帝四代孫と云ふも云々といつても王として
世數合ひぬき楠氏の子孫此系譜記せる頃の謬傳なる
ごまき其譜より始り尊雅王尊秀王尊雅王の三代は
後村上天皇より數始り尊雅王尊秀王尊雅王の三代は
よがし四代孫といふるもいふも然らば古書は
世系は祖とある人の名代舉り其人の子より世數をうご
へ若干世孫とも書る例は下り後醍醐天皇を御祖と
し御世數を後村上天皇より計るなりと云ふも又後
龜山天皇は北朝と御合體して吉野を出る還幸し移る

よきり南方宮の世數は避て計へたる心あらばある
し又南方紀傳も尊雅王の御事を後醍醐帝より五代より
にび移ると云ふるも後醍醐天皇より始奉る南朝此三
御代も尊雅王を加へ及尊秀王尊雅王御兄弟をを連綴
一代のごとく申さるる此王たちの世數をどのいふ
よのつはあらぬ人の事なればをいふは成りぬや
心あらば一考たる事あるも大日本史も件の楠
氏系圖を引く一宮自天王と申さるるも尊雅王の御事なら
む記されたるは校者の訂し何處をいふは又彼
系譜の意を按ふ正理も尊雅王小仕奉る事
崩たり皇儲を書し又赤松某及云くおど書したる其氏人
の筆は向く猶た申さなき志の小ほ
ひ意をいふはあはれなき申す
等供奉も醍醐三寶院の天神堂も置奉るも同卅日都も泰
上皇此由三條内府も武家へも申さ終りて奏聞
里天皇歡感め御坐し御さび耶日神璽内裡も
此も内
裡土御門

〇後醍醐記上

〇年

と在り上と注るるのどやと嘉吉
三年炎上此後より新造ありき
神器御帰座の例小准へ多ひく
神璽御帰座の儀式とな
む免^りた^り遂行ハ^るは^るけ^る河^をか^かと^あり^たふ^とあ^まる

後花園院天皇の大御世

足利義政公執政の時

の事となむありける

此後もなほ南方に残黨事を謀りし事ありしときあえきり
其尤も天地根元歴代圖に寛正元年二月大地震國々兵
革多旱魃大風洪水五穀不熟大飢饉人民六畜多餓死時將
軍義政任吾采糶不知人民之餓死恥自重職不知天下之飢
饑朝暮管造殿嚴宮栽花植草南殿作山水自所集磐石徒
費國民力量帝聞此事以一首詩諫義政云殘民采採首陽薇
處々閔廬鎖竹扉詩與吟酸春二月滿城紅綠為孰肥義政頂
戴此御句即止普請とえきり帝之後花園院天皇の御事な
り件の御製の起句に依りてそののみ南方に殘黨のあり
古文書の中寛正二年辛巳年十一月廿一日方評定引付帳二月十八
日此記に就昌山右衛門御對治事自公方様被成下御内書

於高野仍為寺務被傳達寺家自當寺可付高野山之由一昨
日被申送云く御書云義就事可誅罰之由被成下綸旨之條
變々雖仰遣于今依有延引近日及南方同意企之處當山族
少々令與力之旨有其聞頗緩怠之至不可遁天譴所詮出現
形之輩者如嚴制致忠節者可被行恩賞也正月廿三日御
判金剛峯寺衆徒中とえきり又高野山金剛峯寺に屬
書に源義就依令没落南方蜂起云く不移時日可被追討早
屬左衛門督政長朝臣手抽軍忠可為神妙若於敵同意之輩
者可被處嚴科者綸命如此悉之以狀九月廿八日右大辨金
剛峯寺衆徒中とえきり其時ゆり義就赦免得く
年よゆり山名宗全が申請より義就赦免得く
熊野北山より出て上洛する由應仁記にみえり又
神璽御帰座の後六年を經寛正六年十二月廿六日赤松
一松九十二歳めて元服將軍足利義政公の名に一字成
賜ひく赤松次郎政則と名のりせり御内慮の仰あり
しおや赤松が一族舊臣のもはり今度の功により
罪科御赦免あり政則に如賀國河北石河二郡に備前國
新田庄其の御兼約あり領地を賜ふ由綸旨に
御教書を添く下されり然も世の中ゆき乱るる
るをりからあきく全く領地を知行する事あり

○殘櫻記上

○庄

と功くするほど山名左衛門督源持豊入道宗全赤松が家
 2奮き遺恨有りなき其家の再興する事を悪みうまを
 此さんと思ふ下心出来りきり故に政則が家入小此度の
 擧をも専と謀る方々憑ちをうた石見太郎左衛門尉をひそ
 めに辻切死やうに殺してけり又細川右京大夫源勝元を
 も恨むる事の何れもなきに勝元政則と親しむるは山名
 せくあはれ悪多るより事起る互に隙出来りはひよ山名
 方細川方々々武士ども二方立分きてひそめる應仁の
 大乱となりて年経るほど持豊勝元相續り病死し於るは
 うら世もや静まりたり政則領地の乱を鎮めて知行
 きむとさるる猶治むるにあさるはひそめるは明
 應五年四月十五日政則病死し其家漸に衰微けり以上
 上月記天地根元歴代圖皇年代畧記真書赤松記嘉吉記續
 神皇正統記應仁別記南方紀傳南朝紹運圖康富記齋藤親
 基記赤松系圖楠氏系圖足利家官位記東寺廿一口方引付
 帳寛正製天神神祇王代記福源寺古碑銘南山巡狩録附録
 等参 抑嘉吉三年の禍事と九月廿四日神璽禁裡を出させ
 孫ひくよ里長祿二年八月廿九日あで十六年の年月戌經

今かく御帰座坐あゝ三種の神寶免でさく相備り終
 るおりのかくても猶世の乱に治らざるはあ朝延るた
 再あたる御事なりて年経るほど天照坐大御神の御慮
 形多し東照神御祖命出給ひ初より御志を定て天皇
 のまあも畏み給ひ神々も御祈あまてさ殊勿る御勲
 功坐あゝ天下太平け安國と治り行天津日嗣も神
 寶も堅石は常石不動形鎮座坐まはれもあより然ある
 べき理あがらひも尊き御事なりと言ひむ毛はら形る
 御事いぞ有きるさく立くをり熟し思ひますはそ
 のく南朝の皇威の漸く衰へさせたまひはくも猶三代

〇残櫻記上

〇三

うけし正しき天津日嗣知し名し都近き吉野の山に行宮
 となりし坐しきももさきた御軍人を出入り遊ばし都を
 をうかぐりせきまひきりて北朝あつふさるる大なる
 世のまづらひなりて武家よりあまの軍人をさし
 つけしと里奉らむあとい難かるまづりゆべきしき
 めひなりけるも然しもえせむつむは御和睦御讓位と申
 せ御事小御中イナカも里仕奉るる然さるるのいさく大義よそ
 めきくあるあといのそらゆゆらして憚り奉るる意も有
 たらえどもゆゆと神器は御所やまらあむむとくを深く
 畏り奉るるが故ふしといあるるなるべしこのくその

御讓位の後あつみ記とるごとく南方に宮がく軍を起し
 内裏に乱入り畏くも天皇を驚奉るはく神璽を犯し奪り
 奉るるはゆくとふ上もゆき御大事なるごとく其罪惡
 いと重くゆゆ速く官軍を差ゆゆ神璽を守返し奉る宮
 宮をも捕りまらせ其方さゆの武士ども残をあらむ
 く誅はさるべき事ゆゆのし誅は彼宮方への微ある御勢
 ちるる然るたやまゆゆゆきゆゆゆゆ十年より多くゆま
 るゆゆ然るあつしもゆゆゆら神璽は御所也ゆちあつむ
 事残畏きかよあつゆ時をゆちゆゆひる有経しもの
 ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ

乱世の極々の事、御神足利がともぐらに心みも神寶をぞ
神寶として志のまがふ其尊義御事成らばまはてざりは
るた。いづも畏くいと尊死皇國がらよむありけるさ
てしものまが君を弒せる赤松のともぐらに其罪阿が
めをむとも命よかきいさづきういさむし守返して奉
まゝ事行りも凶事吉事行らる。幽理の行いさきるも
あつていひもあけをか多ほくも畏て天照坐皇大御
神の大御護の著明くの人さづも尊き御事かうせい阿
まゝ成らる。今此書み記せる嘉吉三年より、あつては御禍
事々南方の宮ぶとの御子の継く又その方ざぬもの

304

一案

ぬどもこのうまの子の末孫までも猶そのあみの御事でも
能憤ろくしてあつての年経る後の世までもたはるおりの
とある事形く志をいさし命をさしていさむしうばう
まゝあまひたりつるを既と御和睦御讓位の後ありしに
いさく大義よそむきたる所為ある事論ふまでもあら
ぬ事形がら其真心にあらざるをせむきの深のまづ
るはいづもあつたつてふしあつていさむしう
義弘討死残兵降参の事を記せる處は、楠木二百餘騎今ま
でハ眼前の御敵も今更降参申さむこと無益なりと
大和路よのくまて行方不知落失ぬとあり又應仁別記よ
應仁二年六月廿九日世傳、將領の敵與力楠原城落也と
えり右楠氏二人とも名いさうと考へ此二
人を保足利に敵對せふことあつていさむし

浅妻記上

のま

應永記
永六年大内

芳野山花のあまのこはれをよほさるゝぬかみあまのこ

南方宮畧系

後醍醐天皇

御名尊治

後村上天皇

御名義良

後龜山天皇

御名煥成

說成親王

上野大守 称上野宮 後出家護性院宮

義有王

出家圓満院門主大僧正圓悟或称圓胤法親王後還俗
文安四年十二月廿二日於紀伊國湯浅城戰薨

教尊

勸修寺大僧正

小倉宮

尊義王

出家万壽寺宮因後還俗南方称太上天皇
嘉吉三年九月廿五日於延曆寺中堂戰薨

尊秀王

犯權神聖称北上宮或称南方新皇或南方一宮或自天大王
長祿元年十二月三日於大河内御所為赤松黨被切害薨

忠義王

称河野宮或南方二宮
長祿元年十二月三日於河野谷御所為赤松黨被切害薨

尊雅王

犯權神聖吉野山中為御所
長祿二年八月廿八日於高野上高福寺依兵創薨

文政四年三月廿九日

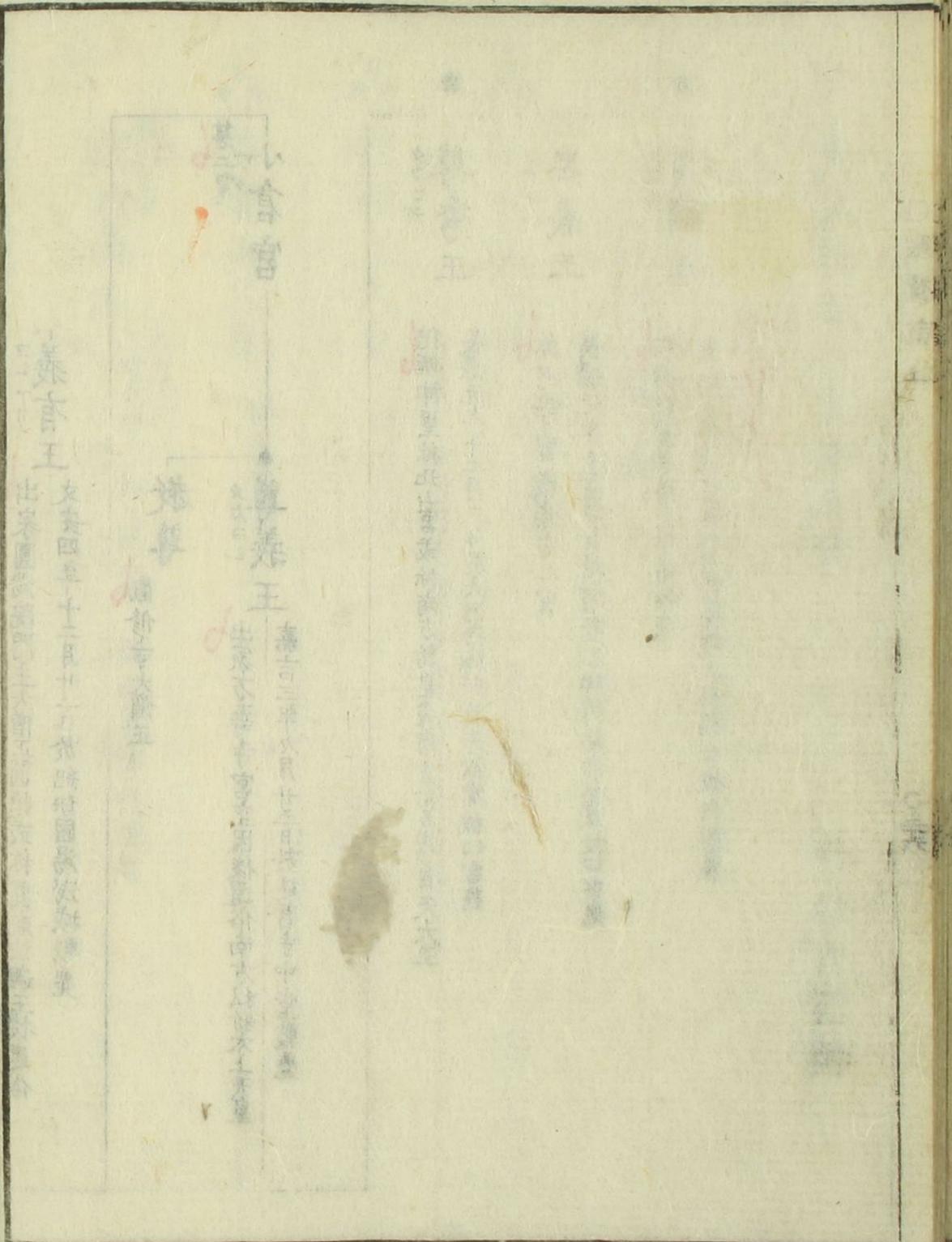
伴信友謹稿

306 (七)

殘櫻記

下

抄了



三

門 行
號 1346
卷 2

宮崎
藏書

以下
一
以下

殘櫻記

附論

四行分

伴信友稿

明治二十九年
十月廿一日
購

或人此下書を見^キ因^テ論^ヲ々々^ニ壽永の乱^ノ木曾義
仲等平家伐討^セて都^ヲ攻入^ル時平宗盛公^ヲは
一^ノ族^ヲあ^ハく^テ都^ヲ落^トつ^テ安徳天皇^ヲ伐^テ神器^ト
も^トに^テ擁^リ奉^リて^テ西國^ノか^クて^テ行幸^ス奉^リ
々^々終^ニ都^ニて^テ後白河院法皇^ハ此^ノ御^ヲを^テの^ラひ^テ後鳥
羽院^ヲを^テ御位^ニ即^シけ^テは^テあ^ハら^セて^テ移^シひ^テま^アり^レバ^テ此^ノ時^ニ天
下^ニ小^シ天皇^ニお^シて^テ御坐^りを^テあ^ハら^セて^テ其^ノ世^ニは^テ生^キを^テ遭

殘櫻記下

〇一

たらしまののむいづは我眞の天皇とあふぎて仕奉るべ
きとと論ひむり既よ栗山愿と云へる人此保建大記よ
くをを論むる至以船擁三器爲我真主則要質鬼神而無
疑百世以俟其人而不惑といふるど大義ふてうあふ
き然るにその序のたる三宅緝明の論よ以神器之在否
ト人臣之向背者議竟不合といふるは漢風よのとなら
ぬる例の儒者見形りとおぼゆるをいふのと云ふり於
の終對へるいふ緝明ぬの序文はその論辨を詳よ
述らるはむいづのゆる見ふの知るづはけむをむばらうか
或ぬ愿の此時は遭たらむにた安徳天皇を真主と爲る

しと云ふるは素とを然事あり論らふまがもあらぬ
事形がら其論らるるやうかふもいふも三種の神器
を擁するはれも我も真主と爲べ或義形ありとまが一
道よ決免するは神道の真理の趣を心得ず世の凶事
も相交りてあむる其凶事此行をねも在ぬべき幽
き縁由を窺ひ悟る事のいふまがきざ故り然を論む決
めたるもの形を但し彼時は當りては安徳天皇素より
天皇よ坐しよを論ふまがもあらぬ擁奉るする平
家憎しむ併きく天皇よ射向ひ奉るべきもあらぬ假
令此時義仲等皇胤の御子我取立ぬあらせ神器を犯し

308

玉海、安德天皇平氏の為小都を出させあへる事を記し、翌る廿六日の下に、兼法皇御所、依召、兼御前、余奉問、條く之不審、一者神聖紛天之事、又ある下の分書、小治、兼四年之頃被盜取之由有、其聞、聖不失、言不存、注、さき、あるは、法皇の御答なり、其は神聖の在、さき、子由を、み、まひ、か、ね、く、願、虚言、あ、つ、つ、る、形、り、玉海の、さ、下、條、小、新、帝、成、立、ま、ゆ、ま、さ、く、三、種、の、神、器、を、受、つ、ま、さ、を、踐、祚、以、議、さ、も、を、記、さ、ま、又、文、治、元、年、は、神、聖、内、侍、所、入、浴、し、つ、さ、い、宝、劍、の、海、に、沈、ま、ち、つ、る、由、の、事、を、記、さ、ま、こ、の、事、正、し、き、古、書、と、も、お、も、見、あ、て、今、さ、ら、ら、し、申、さ、さ、ま、き、ま、も、あ、ら、さ、ま、ど、り、一、件、の、玉、海、の、法、皇、の、御、言、お、ま、ま、見、く、ひ、ぬ、め、り、お、り、ふ、人、の、お、ら、む、事、の、忌、々、し、さ、ふ、く、と、り、り、て、書、添、な、ほ、ひ、さ、く、元、弘、の、乱、は、北、條、が、計、よ、あ、り、く、か、し、へ、り、く、も、後、醍、醐、天、皇、を、隠、岐、小、移、し、奉、里、都、み、く、光、嚴、帝、成、立、ま、あ、ら、せ、け、る、小、河、を、せ、て、あ、ら、く、神、器、を、も、得、さ、ま、あ、ら、さ、ま、つ、あ、り、天、皇、御、軍、を、興、し、北、條、を、誅、し、く、光、嚴

帝を廢し、神器成取還し、もとのごとく内裡小還幸入らせき、侍ひあま、然るをその都外に坐し、神器を、持、つ、せ、あ、ま、さ、つ、ま、は、る、間、は、天、皇、は、非、ど、と、さ、る、義、也、の、お、る、べ、成、さ、く、後、は、同、天、皇、足、利、が、暴、逆、を、避、く、神、器、を、奉、持、る、ま、く、吉、野、の、行、宮、に、出、坐、し、ま、し、其、太、子、が、継、く、行、宮、に、坐、て、天、津、日、嗣、知、食、を、終、た、其、を、天、皇、と、仰、ぎ、奉、里、仕、奉、ら、む、事、は、も、ま、よ、り、論、ふ、ま、ま、も、あ、ら、ぬ、を、明、徳、は、南、北、御、和、睦、の、ま、ま、と、御、讓、位、の、義、を、も、く、神、器、を、後、小、松、帝、に、御、授、く、あ、ま、く、後、は、偏、み、後、小、松、帝、成、天、皇、と、仰、ぎ、奉、里、ま、ま、く、大、義、小、ま、ま、は、く、ま、ま、の、く、ひ、ま、ま、も、あ、ら、ぶ、但、し、其、後、嘉、吉、み

○浅櫻記下

○四

南方の宮がうづれ人ども起るも神璽成犯し奪り奉る十
 年あま吉野の山中ヤマナカに於てまゝ事あま論者も
 し此時は遭ひしうら海しりばゆのふせむとのなる神寶
 三種の中あもあまに神璽の高天原あま天照大御神
 の大御うづら皇孫尊ミコノノミに授たまふ天津璽の舊は真
 の神寶あま御代御代の天皇の大御許をち形ち形にぬ
 御護なるまゝ然る禍事のあましどかしうたゞも其の
 禍事の極あままのほどの事ふてそのあま
 是原より天津日嗣に御事天照大御神の御事依ココトヨりの
 海ミへ三種の神寶と堅石カタシと常石トコトと天地と共に動

く鎮坐まべき理のほやく神世も定まり治る御事形
 きを法ひめえ天皇此大御許に歸り入らせまひよき
 此後漸くよ世中静まるとつひよ古にもま終る海を免
 るべき大御世も立のへりくる趣は残櫻記あも云へる
 のあまマコト大事へ殊は熟く神代の根本モトに
 眞實の道理マコトワリもまづきまむあしの事蹟コトワリをも誓カガへ合せ
 辨へさくるぞはこら道ミチの學あるされど今かくら
 づつる論ひいひえまもゆくしくかあしくも畏
 きしどなる梨のし

○かく書し置る後近頃或人の説に建禮門院右京大夫

集^レ壇浦^ノ少^ク安徳天皇^ハ御事^ヲありけり^ハ御^ハ里^ニさ^シぬ
茂^ク記^スる^レ文^ノ小^{門院}入^{水御}み^とろ^ろ茂^ク渡^邊黨^源五^右
馬^丞熊^手を^もつ^とあ^ゆむ^と里^ニ奉^ル。按^察の^局同^トく
存^命を^但し^{先帝}つ^ひり^{浮御}せ^し免^と今^上是^ハ御^存
命^とう^んく^とあ^ふせ^り。あ^の今^上御^存命^とえ^{安徳}
天皇^の御^事を^申せる^所り^{その}のみ^{建禮}門^院の^{女房}
み^くあ^まり^{ける}右^京大夫^がら^ら書^{ある}せる^集集^録
ら^をみ^るば^お終^ぜ真^實の^御あ^まり^さぬ^{あり}る^茂
表^小も^海入^る崩^ませる^さぬ^りは^のら^ひく^{源氏}を
欺^き天皇^をを^邊陞^は潜^幸を^うせ^奉流^る所^をさ^しぬ^ハ

312

今^{阿波}國^祖谷^とい^ふ山^中に^{此地名の伊夜とゆふ}
安徳天皇^の潜^幸は^しく^る舊^蹟文^治二^年正^月朔
日^に崩^ませる^由語^傳る^栗枝^渡と^いふ^所に^御陵^あ
り^歸空^梁天^大禪^定門^と法^号し^奉る^後に^其處^に祠^宇
建^る祭^を奉^り八^幡宮^と稱^を海^と別^れた^らつ^へと^云ふ
所^に天皇^は御^劍茂^祭する^社も^{あり}。鉾^{大明}神^と稱^を
さ^すその^{天皇}に^仕奉^る所^ハ門^脇宰相^平國^盛卿^{平國盛ハ}
尊^卑分^脈を^案する^門殿^中納^言教^盛卿^の二^男も^く
官^位見^える^又宰相^に仕^るれ^事公^卿補^任に^も見^え
る^此傳^説ま^あと^{なら}む^は行^在半^勢百^人を^率
て^來流^るとい^ひ傳^て國^盛卿^の子^孫八^家

○茂櫻記下

〇六

ありて其古事ども成海さ〜語を傳へたる由くハ
 一記を紀行の書あり又豊前國小倉領カクミ隠蓑村と
 以ふ山里に安徳庵といふ寺あり其跡も同天皇潜幸
 の御隠所カクレガあり〜陵又侍臣に墓あり又長門國トユラ豊浦
 郡下関モノセキ小皇陵山阿弥陀寺といふのあり同天皇の御
 影堂もあり〜宸儀八歳に御木像あり左右に平氏は
 公卿たち其画像を掲ぎ並べり天皇潜此地は遁を
 幸しく崩多りといふ傳あり又近き頃撰津國能瀬の
 山中にも同帝の潜幸し〜所形築てそ去は〜仕
 奉れる官人其御事記置る文を持傳たるものありと

其寫成も〜を於て天皇世を憚る〜
 所々潜幸の地成替へ〜は誤り傳へ
 たるあり〜海中小入る崩海せるふを
 らざる事明なりといふり〜むむむと
 るがうへ〜三種の神器の御由〜おの
 づから疑のい〜も〜凶説ウガコトな
 り〜今其説のむが〜由を論ひ定む〜
 その右京大夫集此詞を上のり〜や〜の歌は次
 小ひき低て〜小〜壽永三年二月云
 と吾妻鏡の本文を假字に書り〜を注り〜因と

て又同トヨリシモに同書の門院以下此本文字注せしむ
もとより集の詞にのりて其を普通の印本よりある
ど寫本ども又群書類從より収める訂本も在らざり
吾妻鏡の文を抄出でて書入たるが集の本文は詞小纏入
るものなり形を以て此右京大夫の天皇都を出
まくる時より都小止より在り趣集中小見え明
ぬるものなりを由る吾妻鏡の本文は元暦二年
三月廿四日の條に於長門國赤間關壇浦海上源平相達
各隔三町云々及午刻平氏終敗傾二位禪尼持寶劍按察
局奉抱先帝春秋八歳共以没海底建禮門院入水御之處渡邊

黨源五馬名以熊手奉取之按察局同存命但先帝終不令
浮御若宮命上者御存命云云とある文の門院入水御之
處といふなりをすむを集に書入るものなり但し
其中小今上是の御存命と云々を書ると本文は若
宮今上者とある若宮の二字を脱し分注改本文とす
兄を是と誤るるものあり此集の印本はの條も前より此集の印
本はの詞のさうなり
西海飛脚泰申平氏討滅之由延尉進一卷記中原信是去
月廿四日於長門國赤間關海上中先帝没海底御若宮
并建禮門院無為奉取之中内侍所神璽御座寶劍紛失愚

慮之所覃奉搜求之下と見えたりとて吾妻鏡小若宮成
今上の御兄と注ぎふに諸書を極考ふる高倉天皇の弟
二皇子平義範女惟明王の御事みく安徳天皇此御弟後
鳥羽天皇此御兄なりとる成今上御兄と記とるに當時
既り都少くは後鳥羽天皇御位を知食しとれりしは
つるが故なり源平盛衰記に此王此御事を此宮の當時
の帝此同じ御腹の御兄も一の事ゆらば儲君まを二
位殿さのしし具しはわらせらるるなり今年七歳と
おらせふとみえ又愚管抄に二位尼の養ひまをらさ
る御船に乗せ奉まる由あるとるなり此王の御所りさ

三四

海の中ふさぶの如き二位尼ハ清盛公の室にて建礼門
院の御母安徳天皇の御外祖母お
り此の平氏此黨のいひあをきくもし天皇の御上よ
りもえびなる御事のおちしはしちらむるは心はの
ひふし太子が終よさだえね奉りるあしつぢえ終り
ゆひやら終るいゆしあはまぬるはと安徳天皇御事
ゆきし後その王此御うへの百練抄に文治元年四月廿
五日神鏡璽自鳥羽入御坐朝所中義経等奉相具若宮御
入洛侍從信清相具院御車奉迎と見えける若宮お終な
り此事源平盛衰記みも見えきり此王後三品親王よ
あされ又後僧とぬるいし聖圓と稱しとる由
書どりに見えきり承久三年五月四十三歳よを薨たよ
するよし一代要記歴代皇紀に見えき元暦二年よ七歳

○残櫻記下

○九

と申さる。かくて天皇御事ありし時三種神器は御あり
よ合る。かゝる事書の書りし見え給ふ事趣をさる合
せぬのくらし。奉る。二位尼天皇成抱き奉る。帯みく已
身み結びあはせ。海にらを。寶劔を腰にさし。神璽を腋小
挟みく海に没る。或ハ按察局天皇成抱き奉る。二位大納
言佐局ハ賢所ハ御辛櫃を取て海に入らる。とさる。とさ
袴の裾成船に射付ら。蹴纏を倒さる。りけるを兵ども
取ら。免て。御辛櫃のら。は。を。を。御言を取出
し。から。を。切。解。蓋。開。け。む。と。さ。る。小。忽。目。眩。き。鼻。血
たる。平時忠卿ハ成を見く。内侍所ハ御言。り。狼。籍。なり。

と制せらる。義経ハ由成聞て制止を加へ。と成。兵ど
も其御船を罷出ぬ。と。時忠卿ハ申て。り。と
く御辛櫃をを。先。入。奉。る。神璽ハ海上に浮む。出。る。
を常陸國人片岡太郎経春取上奉る。寶劔の御事ハ其後
海中に蜚成入。と。求。免。尋。ね。ら。成。と。頭。り。と。さ。る。

以上玉海吾妻鏡百練抄源平盛衰記平家物語愚管抄神
皇正統記合考○醍醐雜事抄の寫を見るに四月十八日
の下に去三月廿四日於長門國平家與源氏合戰平家被
打畢云くと擧げ生取降人自害致入の名を記し。不
知行方人の名を記し。先帝ハ八條院修理大夫經盛と
八條院ハ惟明王の事なり。と。さ。る。内。侍。所。御。座。進。止
同寶劔不見寶劔者被問内大臣之處寂初者奉伊津久志
麻神之由陳申云々後者内大臣勘手入海落入矢了云々
と記さる事見ゆ。進止ハ神璽の假借書なり。此本書治承
元暦の頃の消息文書ども。の。反。古。小。記。せる。當。時。れ。と。の

○殘嬰記下

○十

316
三下

なりしとぞ、さきど一時の記聞あり、先帝より八條院の宮
 の御行方、の定りからぬほど、記さるものなきを、下文に
 十一月三日壬午、九郎判官義経、十郎藏人源行家、落而向
 西國了、中畧六日、於一洲、義経行家等被打、云々といふ
 虚する説、その記し、そのほのりも、たづなり、あき説も
 報るべき、當時の書といつ、と、と、と、く、ハ信とが
 其後文治三年七月、寶劔出現の御祈より、七
 社に奉幣し、あひ又其日、勅使神祇大佑、卜部兼衡宿祢大
 藏、少輔安倍、恭成朝臣を、長門國に發遣して、祈謝し、あひ
 又そのあひの船軍小立、寶劔沈没の海面を、知まらば、佐
 伯、景弘、遣し案内して、番よ、たづなり、あひ、海中に、捜求め
 させら、終るれど、たづなり、不顯き、あひ、たづなり、あり、
 考の本編、あひ、つらひ、たづなり、吉野の朝、お、御衰へ
 坐ま、し、ける、頃、ま、た、殊、は、其、後、嘉、吉、の、凶、事、れ、後、ハ、さ、る、ふ

字

以上百練抄玉海合

や、あ、く、將軍の武威を、りて、吉野方を、責は、さ、む、事、ハ、か、て
 の、さ、ま、じ、き、代、あ、の、い、が、ふ、神、器、は、御、あ、や、ゆ、ち、あ、ら、ま、事
 成、お、そ、ま、さ、る、お、あ、ら、ま、ら、び、し、を、在、経、ら、ま、つ、る、あ、る
 へ、き、代、あ、の、檀、浦、あ、ま、の、義、経、此、軍、の、さ、ぬ、ハ、さ、ら、さ、る、の
 勝、負、の、さ、力、代、あ、の、た、ゆ、ち、あ、の、り、も、神、器、の、御、上、ま、さ、る
 あ、の、あ、ら、ま、ら、び、さ、る、趣、の、き、さ、さ、る、さ、り、は、る、い、あ、ま、り、さ、る、心、お
 き、畏、き、さ、る、さ、る、こ、
 都、は、還、入、ら、せ、あ、い、く、後、鳥、羽、天、皇、の、受、継、せ、あ、る、御、事、
 へ、上、に、攀、ぎ、さ、百、練、抄、月、輪、兼、實、公、は、玉、海、お、さ、る、吾、妻、鏡、平
 家、物、語、源、平、盛、衰、記、准、后、親、房、卿、の、神、皇、正、統、記、お、さ、る、の
 ち、の、お、記、録、ぞ、い、にも、見、え、る、混、ま、く、明、形、り、は、さ、る、お、失
 給、あ、る、寶、劔、の、御、代、器、の、御、事、ハ、建、曆、御、記、小、寶、劔、神、璽、の
 條、に、御、劔、者、云、く、壽、永、入、海、紛、失、之、後、院、御、時、以、后、廿、餘、年

○浅櫻記下

○土

被用清涼殿御劔仍以璽為先而承元讓位時承元四年土御門天皇順德天皇の御讓位あり有夢想自伊勢伊勢といひ天照皇大神宮なり進之次に引く已來又准寶劔以劔為先也此劔普通蔭繪也心得奉る記を給ひ神皇正統記も平氏にひて後内侍所神璽に還り入らせぬ給寶劔ハつむ海小沈みを見えは其頃始ひハ晝の御座に御劔淺寶劔擬せらるる事一が神宮の御告めく神劔を奉らせぬハハふより近頃おての御守なりき云く西海に沈みしハ崇神天皇の御代におおしく造るのへら終り劔形りうせぬ事ハ末世にあらしみ也とらるる事と熱田の神あり

ある御事形と記をききりあるは御事此趣ハ何れりもよく辨へし心得なき奉るをきあむよむある事此記の例神宮とある事とあるハ伊勢天照皇大神宮の御事なり事と件の文に近頃までの御守形りきと記されし語意を雅しく論ふ事ハそのあり過去し事とたよる事とくさあれどさる趣ある言はれしハ此記の形とての文體なれを心あらばし其形を文意當今より御守とあり坐し海を由りて保建大記の神器選御の事夏四月鏡瓊入京師以晝御座劔擬寶劔との書し後又大神宮の御告め奉らせぬ事と神劔をりて永く御代器とせざる由をひたし由をいさざる其記は限る事とあり建久三年の後此事と決める事とあり神器の御事或嚴重とされざる事とあり今を疎る事とあり今の御物も晝御座の形とあり然るは太平記は北朝の貞和四年の秋伊ぬべき事を殊然るは太平記は北朝の貞和四年の秋伊

○浅櫻記下

○五

勢國國崎の神戸小住る下野阿闍梨圓成と云る山法師大神宮小千日詣らる潮を垢離小の或る海邊へ出
 きる小沖より奇しき事ぬめり流寄たる物を得たりと
 て三鈷柄の劔形あり長さ二尺五六寸なるもの成都
 二持参りてさぬく奇怪しき事どもをあらし申し
 又足利直義朝臣の神告の夢みたりといふるにありせ
 て此も成壇浦あり失るる寶劔形なりと或る由は
 ろしらく申しける成日野大納言資明卿の執奏し八
 月十八日仙洞花園天皇の御事なり是年十一月十一日崩御ひけりに奉りたる
 成辨議ありて請取らせり
此貞和四年の南朝の正平四年の三種神器の後村

上天皇の吉野行宮院宜あり圓成成直任の僧都より
 受傳りて坐すきこれ恩賞此地をうり賜ひけり然るに勸修寺大納
 言經顯卿のとりあはれを信じたまはるる倭臣の所為
 真の寶劔あらぬ由成辨言て諫奉ら終ける成聞食し
 べきたまひやのり其物を出して平野預卜部兼員宿禰
 預賜ひ圓成小賜むたまひ院宜を召返されける由
 らり經顯卿の忠言より然る凶物を速に棄て
 らむとせらるる時小をて海へとり去るべき功とな
 るむとせらるる又續古事談に神璽寶劔を神の代より傳
 りて云くかくるををきたり也けり御多のらも此

目のおもむくやうせおきと記せり此文ふとい神璽寶劔と
りて失ふ事ふがおもく或あえく申しげなれど意の
寶劔にうきていふるみく寶劔の其世は近頃西海に
て失ふ事へる由なり此書いふ小がりのはやく記し置
るを建保七年より出る更り書集めたる由奥書よみ
えて寶劔の失ふ事元暦二年より三十年あり後り
さらふ事ありのへたる書なれを件の文の前は寶劔
の失ふ事より記しおくるが故は目のまゝ失は
このころものあること決しなれは件の文より目此
まゝふとい事ある詞は心成ひまゝあはたらむを此

書いそけ時軍に立し人の記せるありあるはし書
ぶぬれ混りしく或あはれはらきまゝある但し神璽はさ
るおやなりと寶劔をも神代より傳りたるよりいふる
は訛なり西海より失はるる寶劔の崇神天皇の摸造
らせられたる御物あり神代より傳りたる事神劔はは
やく景行天皇に御せたり熱田宮は齋祭らるるひさ
ぶきなりたしまたものともやさし又これ或人の記よ
言奉せる安徳天皇潜幸ありといふる古蹟は事成り
きすふはし海に阿波國祖谷なる古事どもい寛政五年
讃岐人菊地武矩が祖谷紀行よ委くあはらし其記せる

320

○残櫻記下

○五

事どもいづらうきたる事とをきかえさう然ど其あふ
せる傳説の實事ふ合いざる事へ上に證ども残あり
論ひ辨りたるおぼしき事^{モレ}の事實あらむふれ神器も
大御身に從うさせ奉るべき然れどもせうをまをさう
とりてもその實あらぬ事知る所し^{ナク}此紀行の天
皇の后も坐^マはしける由あり三好郡貞廣村に其陵あり
後み祠を建てる若宮大明神まゝの神をも稱する又
のれ舊家の中より八幡大菩薩と書たる旗一旒八幡大菩
薩嚴嶋大明神某大明神と三神名を書きたるおぼしかり
見ゆる旗一旒を持傳るをみるをみきり此旗色むい

321
赤の^カが漸くはらひう家ものありと云傳へる今
へ其色^カも見えぬよし^カれども記せり^カゆめふり此
へ國盛朝臣竊に軍場を遁し妻子從者多と残率る^カこれ
山中に落來る幼童を^カらへる尊びがふり^カれ
天皇は潜幸して御迎の來る残待ちたる由に欺き出
し^カる世残つくさき^カれ^カ然れ^カ然れ^カあり
継たるもの^カを^カる^カの遺腹の裔あら^カ實た^カ
の天皇は御^カなる由^カの語傳ふる流の人^カ
又天皇の后は坐^カする由^カの^カる^カは^カも然るべき
小女^カあり^カら^カる^カの^カる^カる^カと欺きたるを

けりをたゞ后と語り傳へたるふても河原法會津人
 文の著せる山路の假標といふ書に阿波の曾谷和谷の
 註謝の過去帳に開山神爾和尚の口傳り
 安徳帝世をばはるる寶算五十げのりまを坐しは
 深そきの御毛と御紐刀を藏する宮ありと帝の
 偽造説ありと紀行も見えむ社寺のあり
 その説は出づることあらば或る後人此を世の
 僧名を神爾といふ事由を寺号とし又剣神社に
 靈寶のあり趣ありとのり人の郊外豊前國
 のありたるを祖谷イヤと大い似たる趣ありと
 河原たあも祖谷イヤと大い似たる趣ありと

あまのくははる長門國なる御影堂阿弥陀寺に文治元年
 七月の玉海に先帝御事示送其狀云中如師當勘申仰長
 門國被建立一堂尤為上計歟上奉始先帝凡為戰場終命
 之士卒等可被置永代之作善也且是叶先朝追尊之趣又
 為罪障懺悔之法歟但國土殊凋弊營造若有煩者強雖非
 火急漸可給土木歟愚案之旨大概勒狀以此等趣可被計
 奏狀如件と記す終る同二年閏十二月二十二日の記に
 長門國可建一堂之由可宣下者皆任御定可宣下之由仰
 了玉葉も玉海と同日の記に奉為安徳天皇於
 長門國建一堂依不擬神社無奉幣之沙汰也とみえ
 するは其御堂に因る寺成も建ありけるが今

○残櫻記下

○其

322

も共ニ在るな家名をし但しその阿弥陀寺を皇陵山と称
 ふ事と於のまをいふが聞かざる事長門人に此山号の
 聞ざる事なりきんめくを法事をも問ふはうら
 師の謾言なるがしといへるそは實形を問ふを陵も
 在るやいふらむいふの亦もあれ其の後のさのら人
 此みづをわがめるを論ふまでもあらざる世小長門本
 家物語のものと此寺より出たを○長門人の語を平
 らく其國の豊浦郡殿敷村は小丘のゆをを安徳天皇の
 陵なりともいふ説ありそは其里ありて此をいふもの
 乃ゆい出いあるさのら説ありはらは證なきことな
 りといふ又撰津國能勢の山中みも云くといふるは能勢
 郡出野村の農民勘兵衛といふ者け屋の棟木は竹筒は
 藏り結び着て在るける文書は近ごろ見出したると

てよくあきくめく書寫せるをはやく文化十三年の頃
 人の見きつる成考へ正しく記しおける成今於りひ出
 て書はくさくその文書のさぬいみやび免免する假字
 文は書て歌も四首はのを見ゆ奥了建保第五丑年九月
 二日從四位上侍從行左少辨藤原朝臣經房花押左古曆
 へしと書とが免くもの形をみくその書あるせふ大
 旨は壽永四年壽永二年安徳天皇世の乱を避く西國に遷幸する御跡みく後鳥羽院推して御
 位を知食し翌年更元暦の年号を建らしきりたるを
 是年の此頃其元暦二年なりたるをな素よりの壽
 永の年号を用て記する趣な三月廿四日檀浦みく二位
 り下るも此定みく記を三月廿四日檀浦みく二位
 尼の計らむはらり典侍大納言局某於の是經房大

○殘櫻記下

○七

輔判官種長郡司景家等主上を守護^{ナマリ}はるを小舟あて
 道^カ終^カうせ奉^カる。二位尼の源氏の兵を欺^カのむがき免^カに知
 盛卿の末子^カは主上の御衣を着^カけ^カ御劔^カめきたるもの
 をあづか^カる。主上小従ひ奉^カるさ^カし^カ共^カに海^カに沈^カみ
 ぬ。主上^カ成^カを件^カの入^カく守護奉^カる。石見伯耆^カ但馬^カ成^カ歴^カ
 六月十五日摂津國能瀬の長尾^カらりのま^カ終^カ郷^カといふ所
 へ坐^カせ^カ仕奉^カる。ほど^カ翌^カる壽永五年五月十七日主上
 崩^カる。い^カり^カる^カを^カ御陵^カの事を^カ御衣御調度を岩崎とい
 ふ所^カに^カも^カあ^カづ^カ免^カ奉^カる。八つの宮と申^カる崇^カ免^カ奉^カる。
 成^カ後^カり若宮八幡宮小^カ合^カせ^カい^カや^カま^カひ^カ祭^カる。仕奉^カ終^カり^カ

のる小己が子孫の絶^カむ事をのり^カみ^カ種^カ長^カ景^カ家^カが^カ勸
 む^カり^カあ^カづ^カつ^カび^カ多^カ典^カ侍^カ大^カ納^カ言^カ局^カを^カ妻^カむ^カ御^カ社^カに^カ仕^カ奉^カる
 と^カづ^カの^カら^カ耕^カ作^カの^カ業^カを^カ在^カる^カほど^カ子^カ左^カ古^カ麻^カ呂^カといふ^カい
 下^カま^カき^カも^カ今^カ年^カ廿^カ六^カは^カ死^カに^カ終^カり^カ五^カ十^カ歳^カ小^カ形^カり^カぬ^カ又^カ種^カ長
 八^カ十^カ九^カ年^カ前^カ小^カ死^カ其^カ子^カ刑^カ部^カ太^カ郎^カとい^カふ^カお^カ廿^カ八^カ歳^カは^カあり
 と^カあり^カ景^カ家^カと^カ十^カ三^カ年^カ死^カに^カ終^カり^カ子^カ小^カ次^カ郎^カ平^カ三^カ郎^カは
 うち^カは^カ河^カ予^カり^カあり^カれ^カの^カ終^カ死^カ後^カは^カい^カま^カり^カか^カく^カ在^カる
 しい^カを^カれ^カを^カ子^カ孫^カに^カ傳^カす^カむ^カと^カあ^カる^カか^カけ^カる^カ由^カ記^カせる^カを
 の^カり^カあ^カる^カその^カ文^カの^カ劣^カ形^カの^カさ^カる^カゆ^カに^カも^カその^カか^カみ
 終^カら^カち^カつ^カき^カあ^カら^カる^カや^カの^カ記^カせ^カる^カ事^カの^カれ^カも^カい^カは^カら^カる

325
何る事歟事のさぬおもひはば、一月見ても虚偽文形
る事著けむと論ふもきくらぬも能かづら其記せ侍事
ら能るやとら能る猶その虚言なる由の證をいふはし
はづ件の文の中より壽永四年十一月種長景家らが志のむ
し都大物へ出づ供御の料に調度物も出らぬし歸せし
る事成りしと都よを君を安徳天皇とすましきへまら
まぬと書けり、出まのみにし安言物も出らぬ謚號成定奉ら
れきるといふゆる壽永四年今架三年よりある文治三
年四月廿三日の事あり、玉海百練抄等ふらゝくある事
混まぬる事むとら小事實は合はむは、経房卿と辨官補

任み據りて考るに、嘉應二年み左少辨正五位下承安三年
に權右中辨從四位下、同十月廿一日み從四位上壽永三年
に、前年七月安徳天皇
都を出させまつり左大辨從三位同九月十八日權中納
言よ為されあるより見え、又尊卑分脈卿の傳ふ正二位權大
納言正治二年二月廿二日出家、今日進辭狀、同年閏二月十
一日薨と見え、是と建保の頃、既に世よ区き人なるを
なほ在世の人としていふむよ、正二位權大納言と署さ
るべきを從四位上侍從行左少辨と書ると違ふり、たやひ
前官と
せむおも、從四位上の左少辨より、満侍從より終する
れと、事とあはしむ、は、侍從より終する
あやも書ど、のれ見えする事形、但し其を書よと見え

ざるよこそい河純實あらむも知らざるといはずいふは
 比多も侍従の下小行と書るを位署の例と乖^カるりいづ
 う己が位署以書違ふも然くあるはきあまらの違ふ
 きてその偽妄書ある事著し然も然なるを必あく又そ
 れ文書の漆書は經房卿の事以元仁元年壬申八月七日逝
 行年五十八歳とあるも違ふをそをゆづ元仁元年の干支
 は甲申なるを壬申と書り又此卿の薨年ハ系圖小正治二
 年薨五十八歳ともなく辨官補任り嘉應二年の時ハ二十
 八歳とある小符^{カチ}ひきれば件の漆書もまゝ妄説なりか
 て又其文の奥ハ世嗣の名書あり其始ハ經實と擧ぐ左

近行年八十三歳文永八年未三月二日と書てそれより十
 三代ハ當りて經久久右衛門五十二歳天正十五亥四月十
 八日と代々小同ハ例ハ書繼たるうあり記せり但十一
代經一の
下みち市郎兵衛と然くは
記して没年代あるさばゆづその經實の譜ハ左近と書る
 又經房卿の子なりといゆる左古麻呂此事ときあやべく
 記せるも然ありさて其經實ハその建保五年ハ書る本文
 子我子左古麻呂廿六歳と記したる人おれば文永八年と
 齡八十歳なるべきを譜ハ八十三歳と書るも違ふりゆ
 其代々の中ハ經春が没年以文祿二亥と書るもまゝ違ふ
 其年以干支と癸己なるものを必又二代と十三代とよ
經久といふがありい

て遠長は語を傳へたる代々の中少はまきしきりたるよ
も其記する代々の字その在はる世ご
ろふいゆふまづくきうゆるも多し
書も世嗣の名書も本文と共に作し書するも好とてや
もたる世ののなるたふれが何せむとくかふるゆもか
しごとの偽妄文作を出しありきむいせ憎し
ら然あつたふも世は此天皇の云々此奮蹟ありといふ
ありてもきええと實あるはゆもくもゆらげゆ
神器の事おとふゆらるる記説のゆもむにたか

二字下

ても心でいむべきものはゆらるる
津は百姓池田惣平とつへるものく宅の棟木は昔より
結ひ附するゆりの在るを故ゆりたり下に見るふ
箱ゆり開きとるふ小文書あり今度北狄は相渡候為糧米
粟七斗借用之於歸國無之者時將軍可預裁断者也文治
四年四月十一日池田惣平殿伊豫守源義経花押右筆龜
井六郎と書とるゆらるる書寫とるものゆらるるき此文を
べて事状は合いざるゆらるる論ふるも足らぬ趣なるが
へふ義経を文治五年閏四月衣河館あり自殺の由吾妻
鏡よりゆらるる一説のごとく蝦夷は道を渡りきり
ゆらるる事も無き前年の四月の頃北狄は渡るべきん
事を謀らむとるゆらるる人このゆらるるゆらるるきこ
る

○残櫻記下

○九一

別段

殘櫻記後書

二行分 句 候 五 十 二

海あやを思ふ人のむく弓うら太刀もまろこの道おれ
用ひ見子書と筆も海と残考す海あや残あましく人
の道を清くそめをばけらう残此真心な繋けるあく小
信友ぬしけの記あるは残する此さむ海う記の一書心の
海とさうかろまて事のあるまあまをばけらうもまげん
つはまつてうひのくまろくちむさ記私心のばけ
かもまどるびそこあまかしこあも上あも下あも今事
もあし記事も清くまげかくさけむ海あや海とさうの海
海あついなあま家しく天地の間あつても尊く心もかし

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

多きかきく上下の心切つぬらん人までいさかから
が大御心も大御心とある世ぬく鎌倉山の山風ぬき海の
うら波吹ちらう終くんさるうらも海に流るるを流るぬく
同じそを野の山下風を人よあきぬり吹きさるぬく心も
かきくき現津御神をぬらうあきぬく遠つ島々よはふ
まぬくうらう奉る久方天つ日嗣もあきぬく風の海ふ
海ふはのらはき海しくと大御安見殿よあきぬく
年月の海ももぬくね居立のをらうきぬひくさかから御心
のともらうを家高く品高き官人きちもあか心切心とせぬ
九重の都よありあかから浪よあきよふらうちくとある流

人もあし人もうらあしとあかふも猶あきありあきぬく也
かきぬぬけのを流ひをぬくの軒の下露かけあきぬくも心
あきぬくのあきその御世に御ありさぬよあかありけるか
く多又あか山下風のはらうきも今の世の民草まであき
とあかきぬ見えさるさかあきその武士のりくうら流
あからあかあかぬとあかから大御心あも今あか多うち流るか
さかあき思わしきき流ひくさかあきぬき流ひある海
あかあかぬる武士のりぬちあからあき流ひくつひうさか山下
風もうち流るあかされ流る流き流とあかあか事あるあか
けあさかあきその大御心の引のさかあかぬはらうあかある方

331
よそよらそほそほと名よおふ下根のまゝらあし
方よたひうそほひそ事跡酒き跡のそありそ
何らくまかしくき事跡みまろりちむらまを鎌倉山よ
そりそたまたほ重遠つ島山ようほし奉り跡どほのそぬお
や跡そあらひよ何らくひ小きあしく跡があらむのほき跡
小北南と二方よ大朝廷も立ちとのれましくて天の下
西東風浪のそそりせむ時跡くそまろく跡年月成む経
くふそそむむ此ふふよ志跡それきるそよ野れそ野
のらく北山櫻花咲ちる春秋を経く神とも神とほそまそ
御子そち大君そち真木たつあら山中小おむひそまそ

滝谷よ友よふ鹿猿のそお御垣小ちあく岩けしる山水の
音成のそ朝由ふあよ聞あらしそせ跡ひひそせき木うられ
不安大御心もなしく何あしくらし跡ひそ跡ほそそそ
ひやそきそものそぬきそ跡れやほあらよたむやのそ跡ま
しましあひうそあられ海しそそひやそああしくひそ
もかそけけ跡くひそもうそあれそそ小跡むありそるそ
るそそぐへひもいのあなる神の御心ちりあのおまけるふこのあ
りそ今かく此ぬみよ志るそ事跡跡成見奉るふも涙
も袖みそそれ世のありそぬひひそむうそあくそ人もそ
そ好きそそ小あむ何そるそそ跡あそそ跡のら此そそ

あふしぬはちやを思ふ一事ちつよくこの書おの書
と法をいつて引まじききく物やらかさほくもあやよか
しあは大御神寶天つ御あふしの八尺勾穂之五百津之御
須麻流之珠の御幸の御座所を明らかうあふし奉らむ此
真心よあむありけふ此本文法をあらを未つこのふあふ
つらくるあやも又ある人は答言らねまするかきそ人の
あけつらむもそあふとわを明らあふして世中て吉事
はの事此もちあひゆきく一かたあらざる世のあやわを
残もまやり得らねくる事のをなきくあまがき書み形
ぞあふける此事み大平み見せおあらざるのくあむある

あふあはちやを思ふ一事ちつよくこの書おの書
と法をいつて引まじききく物やらかさほくもあやよか
しあは大御神寶天つ御あふしの八尺勾穂之五百津之御
須麻流之珠の御幸の御座所を明らかうあふし奉らむ此
真心よあむありけふ此本文法をあらを未つこのふあふ
つらくるあやも又ある人は答言らねまするかきそ人の
あけつらむもそあふとわを明らあふして世中て吉事
はの事此もちあひゆきく一かたあらざる世のあやわを
残もまやり得らねくる事のをなきくあまがき書み形
ぞあふける此事み大平み見せおあらざるのくあむある

文政七年甲申八月廿八日

本居大平
三平

大徳寺...
此...
大徳寺...
此...
大徳寺...
此...
大徳寺...
此...

